

東広島市文化財保存活用地域計画の認定について

- ・昨年度策定した「東広島市文化財保存活用地域計画」が、7月18日に国（文化庁）の認定を受けた。
- ・すでに地域の文化財を総合的に保存・活用し、まちづくりを進めていくための指針として「東広島市歴史文化基本構想」を策定しているが、本計画はこれを包含した方針と具体的な取組みを盛り込んだ計画である。
- ・文化財保存活用地域計画は文化財保護法に定める法定計画で、各市町村の文化財保護行政の中・長期の方向性と、短期に実施する具体的な事業をまとめたものである。
- ・今回の認定は広島県内で6件目であり、認定を受けることで、国庫補助事業における補助率の加算や優先採択等の優遇、文化財登録原簿への登録提案等の特例措置を受けることができる。

東広島市文化財保存活用地域計画における「東広島市の文化財の保存と活用に関する方針」

※詳細は別紙参照

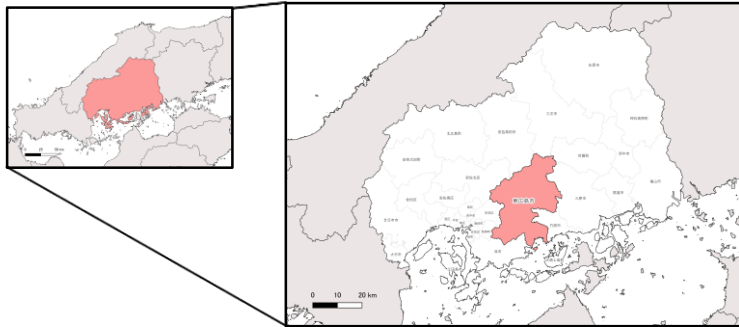
目指す将来像	基本的な方向性	方 針
歴史文化の豊かな“みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島	1 歴史文化の調査を進め、保護・ 継承の基礎を築く (調査・研究)	01 文化財の基礎調査の継続 02 埋蔵文化財調査の継続 03 市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化
	2 市民とともに東広島の文化財を 守り、継承する (保存・管理)	02 文化財の指定・登録の継続 04 埋蔵文化財と遺跡の保護の推進 06 希少動植物の保護の推進 07 東広島らしい伝統的・文化的景観の保護の推進 08 指定等文化財の所有者による維持管理への支援 09 地域の文化財の継承と担い手の育成 10 文化財の防災・防犯対策の整備 等
	3 歴史文化を知り、歴史文化に 親しむ (普及・活用・学習)	01 文化財の見学・学習環境の整備 02 歴史文化に関する情報発信の強化 03 市史編さんによる発信と普及 04 展示機能の整備 05 文化財の観光資源としての活用 06 歴史文化に親しむ機会の創出
	4 文化財を守り、伝えるための 体制を整備する (組織・体制)	01 学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立 02 庁内外の連携の推進

14 東広島市文化財保存活用地域計画【広島県】

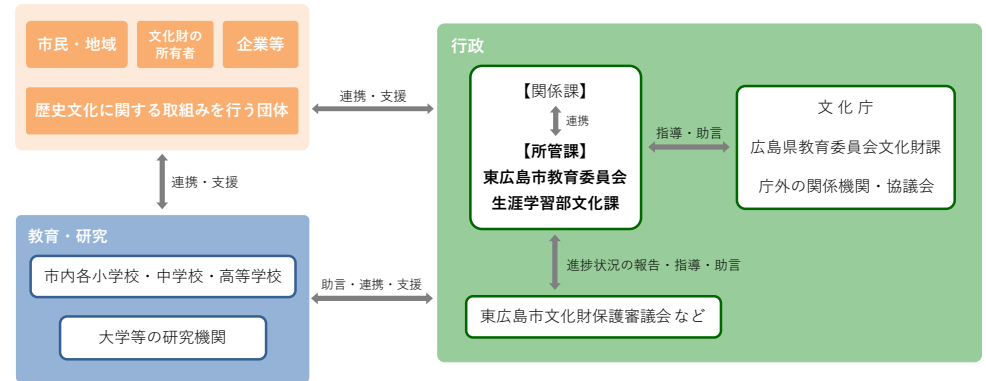
【計画期間】令和7～16年度（10年間）

【面積】635.16km²

【人口】約19.0万人



推進体制



歴史文化の特徴

安芸国最大の穀倉地帯

（1）広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境

本市は、瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高900mほどの山地に至るまで、多様な自然環境のもとにある。2,000を超えるため池は、多様な水鳥や固有種の水草を育み、豊かな生態系を形成している。

（2）穀倉地帯の形成と発展

弥生時代中期以降、水田・稲作の普及とともに盆地内の人口が飛躍的に増えた。耕地の面積が拡大し、生産性が向上し、江戸時代、安芸国最大の穀倉地帯となった。

（3）政治・文化の拠点と陸上交通の要衝

各時代を代表する大規模な遺跡が存在し、政治や文化の拠点になっていた。背景には、地域の生産量が大きく、山陽道を中心とした陸上交通の要衝であったことがある。

（4）豊かな生産力による農村の発展と文化

穀倉地帯の生産力を背景に、江戸時代に神社仏閣の造営や住宅の大規模化が促進された。安芸門徒の文化や五行祭と呼ばれる神楽、トンドなど現代に受け継がれている。

（5）穀倉地帯と海のつながり

江戸時代、広島藩の御米蔵（御蔵所）が置かれ、年貢米はこの地から大坂の蔵屋敷に運ばれた。廻船業も盛んで、廻船業者は北前船や藩米の輸送で財を成した。

（6）三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

明治時代に三津の酒造家 三浦仙三郎は、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立し、杜氏を育成した。さらに佐竹利市が機械による高白精米技術を発明し、酒質の向上と大量生産を支え、銘醸地の誕生につながった。

指定等文化財件数一覧

（令和7年3月現在）

類型			国指定 ・選定	県指定	市指定 ・選定	国登録	合計
有形文化財	建造物		3	1	14	116	134
	美術工芸品	絵画	0	1	5	0	6
		彫刻	0	5	8	0	13
		工芸品	0	3	7	0	10
		書跡・典籍	0	4	2	0	6
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	1	1	5	0	7
		歴史資料	0	0	5	0	5
無形文化財			0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財		0	1	4	0	5
記念物	遺跡（史跡）		4	2	16	0	22
	名勝地（名勝）		0	0	0	1	1
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）		1	6	12	0	19
文化的景観			0	—	0	—	0
伝統的建造物群			0	—	0	—	0
合計			9	24	79	117	229

※—は制度がないことを示す。

指定等文化財は229件、未指定文化財は6,742件把握

7つの関連文化財群

1 東広島市の地形と水辺環境

本市は多様な自然環境と、数多くのため池のある特徴的な水辺環境のもとにある。こうした環境下で日本固有種の**オオサンショウウオ**やため池の水草、多様な水鳥など、豊かな生態系が形成されている。



2 古墳文化の開花

古墳時代には、前方後円墳を中心とした特徴的な墓制が発展し、安芸地方の豪族の頂点に立った豪族の墓として**三ツ城古墳**が中期に造られた。後期には地域性豊かな古墳や副葬品がみられ、独自の文化の形成が見られる。



※写真：井手三千男撮影

3 仏教文化の広がりや神仏習合の記憶

市の仏教文化の広がりや奈良時代が1つの画期である(**安芸国分寺跡**など)。平安時代以来、神仏習合の思想が広まり、神社と寺院は一体として発展した。関連する文化財は廃仏毀釈の際も密かに守られ、その歴史を伝えている。



4 大内氏の安芸国支配と国衆

室町時代の市域の大部分は西国一の守護大名である大内氏の領地であり、その拠点として**鏡山城**が造られた。一方、地域に根付いた国衆(国人)も勢力をもち、城下町や社寺を造営・整備するなど、地域文化の基礎を築いた。



5 賀茂台地の暮らしと信仰

江戸時代の市域では、豊かな生産力を背景に**本宮八幡神社社殿**などの良質で装飾性の豊かな社寺建築や、大規模な住宅が増加した。赤瓦・居蔵造の民家も特徴的である。安芸門徒の文化や**神楽～五行祭～**などの文化も育まれた。



6 浦辺筋から海へ、全国へ

江戸時代、三津の御蔵所には賀茂郡の大部分と豊田郡の一部の米が集められ、大坂(大阪)や広島に運ばれた。沿岸部では廻船業、漁業、製塩業(**二馬手塩田跡 樋の輪**など)が盛んで、その歴史を伝える文化財が遺されている。



7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

明治時代の三津の酒造家の三浦仙三郎は、軟水でも質の高い酒を造れる低温長期発酵技術確立し、佐竹利市の機械による高白精米技術とともに吟醸造りの基礎を築いた。西条では山陽鉄道の開通で酒の大量輸送が可能になり、酒蔵は大規模化し、現在の**西条酒蔵群**の景観が生まれた。



【関連文化財群 7】 近代の酒造りと吟醸酒の誕生

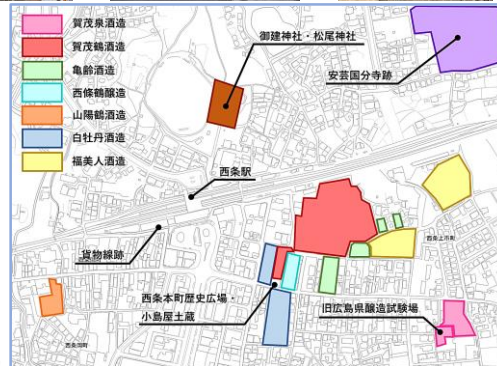
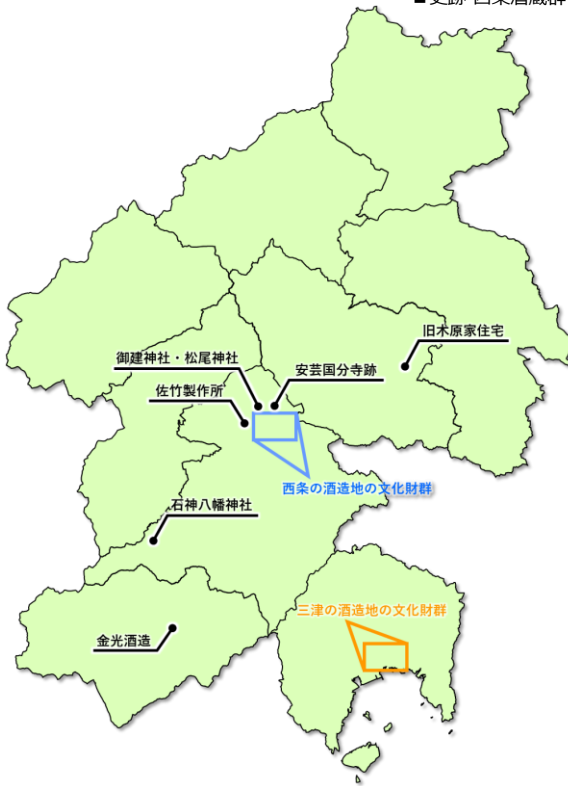
概要

明治時代の三津の酒造家の三浦仙三郎は、軟水でも質の高い酒を造れる低温長期発酵技術確立し、佐竹利市の機械による高白精米技術とともに吟醸造りの基礎を築いた。西条では山陽鉄道の開通で酒の大量輸送が可能になり、酒蔵は大規模化し、現在の**西条酒蔵群**の景観が生まれた。

構成文化財



■ 史跡 西条酒蔵群



■ 西条の酒造地の文化財群



■ 三津の酒造地の文化財群

関連文化財群に関する課題

- 近代化遺産調査の成果を踏まえた文化財の指定・登録を進める必要がある。
- 企業活動を行う史跡の保存と活用を円滑に行うための保存活用計画の作成や、西条酒蔵通り地区の貴重な近代産業景観の保護も求められる。

等

関連文化財群に関する方針

- 社寺建築・近代化遺産等の調査や指定・登録調査の成果を踏まえ、必要に応じて構成文化財の文化財指定・登録に取り組む。
- 企業活動を行う史跡については、保存と両立した活用の円滑化のため、保存活用計画の作成の推奨と支援を行う。

等

関連文化財群に関する主な取組み

2-60 社寺建築・近代化遺産等の指定・登録

文化財基礎調査や、指定・登録調査の成果を踏まえ、学術的価値が明らかになった社寺建築・近代化遺産等の文化財指定・登録業務に継続して取り組む。

■ 取組主体：市民・地域、所有者、団体、企業等、教育・研究、行政

■ 計画期間：R7～16

2-63 国指定文化財保存活用計画の作成

法人が活動を行う文化財において、保存と両立した活用を図るため、保存活用計画の作成に取り組む。

■ 取組主体：所有者、教育・研究、行政

■ 計画期間：R7～12（重点：R7～9）

目指す 将来像	基本的な方向性	課題	方針	取組みの例
歴史文化の豊かな “みのり”に親しみ 未来を紡ぐまち 東広島	1 歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）	- 文化財の基礎調査が必要 - 埋蔵文化財の調査が必要 - 市史編さんによる歴史文化の調査・研究が必要	01 文化財の基礎調査の継続 02 埋蔵文化財調査の継続 03 市史編さんによる歴史文化の調査・研究の深化	1-1 社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査 合併前の旧町での社寺建築・社寺什物・民家建築等の基礎調査を実施し、調査報告書を刊行する。 ■取組主体： 市民、地域、所有者、団体、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16（重点：R7～9）
	2 市民とともに東広島の文化財を守り、継承する（保存・管理）	- 文化財の指定・登録による保護が必要 - 埋蔵文化財と遺跡の保護が必要 - 希少動植物の保護が必要 - 伝統的・文化的景観の保護が必要 - 指定等文化財の所有者による維持管理とその支援等が必要 - 地域の文化財保護の担い手の確保が必要 - 文化財の防災・防犯対策の整備が必要 など	02 文化財の指定・登録の継続 04 埋蔵文化財と遺跡の保護の推進 06 希少動植物の保護の推進 07 東広島らしい伝統的・文化的景観の保護の推進 08 指定等文化財の所有者による維持管理への支援 09 地域の文化財の継承と担い手の育成 10 文化財の防災・防犯対策の整備 等	2-34 文化財保存修理事業 東広島市補助金等交付規則及び東広島市文化財保護事業費補助金交付基準に基づき、文化財の所有者の修理事業に補助金を交付し、併せて修理方法等の指導・助言を行い、支援を継続する。 ■取組主体： 所有者、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16 2-46 指定等文化財の防災・防犯計画の作成 他自治体等の事例収集を行い、文化庁の防火対策ガイドライン・広島県文化財防災マニュアル・東広島市地域防災計画に基づいた指定等文化財の防災・防犯計画、対応マニュアルの作成により、文化財の防災・防犯体制の整備を図る。 ■取組主体： 市民、地域、所有者、団体、企業等、教育・研究、行政 ■計画期間： R10～16（重点：R10～12）
	3 歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）	- 文化財の見学・学習環境の整備が必要 - 歴史文化に関する情報発信が必要 - 市史編さんによる歴史文化の発信が必要 - 展示機能の整備が必要 - 文化財の多様な活用が必要 - 歴史文化に親しむ機会が必要	01 文化財の見学・学習環境の整備 02 歴史文化に関する情報発信の強化 03 市史編さんによる発信と普及 04 展示機能の整備 05 文化財の観光資源としての活用 06 歴史文化に親しむ機会の創出	3-7 市ホームページ（文化財の個別解説）の整備 市内の文化財の認知度を高めるため、市ホームページを活用し、指定等文化財の個別解説ページの充実を図る。 ■取組主体： 所有者、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16（重点：R7～12） 3-26 市所有文化財でのユニークベニユーの推進 市所有文化財の公開による活用を継続しつつ、観光部局や観光協会、地域DMO等と連携してユニークベニユー等での活用の推進に取り組む。 ■取組主体： 市民・地域、団体、企業等、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16（重点：R7～9）
	4 文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）	- 学術専門的な調査・研究体制の整備が必要 - 庁内外の連携体制の整備が必要	01 学術専門職員の確保と調査・研究体制の確立 02 庁内外の連携の推進	4-3 文化財の保存と活用に向けた庁内外の連絡体制の充実 庁内外の関係部局・機関・団体等との連携を図るため、定期的な意見交換、協議の場を設ける。 ■取組主体： 市民、地域、所有者、団体、企業等、教育・研究、行政 ■計画期間： R7～16

14 東広島市文化財保存活用地域計画【広島県】